

○ 横浜市立中学校給食衛生管理補助等業務委託 質問書回答

No.	区分	質問内容	回答
1	巡回指導業務（工場巡回）	工場や配送センターにおける仕分け作業や配送車輛の整備状況、安全運転講習実施等に関する確認業務は本委託業務に含まれるか。	仕分け作業の確認業務については、本委託業務に含まれます。 配送車輛の整備状況、安全運転講習実施等は、調理・配送等事業者の責務において実施していただきますので、確認作業は必要ありません。なお、配送車輛の車輛内の衛生状態等の確認は、本委託業務に含まれません。
2	献立作成補助業務	「使用食材や調理方法等について調整」とは「使用予定のメーカー等に連絡し使用量を確保する」、「調理・配送等事業者を使用する食材を指示する」等の業務もあるのか。	令和3年度からの中学校給食では、「調理・配送等事業者を使用する食材を指示する」など、食材調達規格・基準策定は、教育委員会が行い、調理・配送等事業者に指示することになります。 食材の確保は、調理・配送等事業者が各行うこととなりますが、献立作成時、使用予定食材の調達が可能か、事前にメーカー等に確認するなどの業務を行っていただくことは考えられます。
3	給食食材の帳票確認業務	給食食材の確認頻度はどの程度か。	調理・配送等事業者から提出された帳票を1週間ごとにまとめて確認していただく想定です。確認頻度は、今後変更する可能性もあります。
4	利用者等からの問い合わせ対応	サポートセンターに入電した保護者等からの問い合わせ内容が、重大な事案か否かを判断するのはサポートセンターになるのか。	サポートセンターに入電した問い合わせのうち衛生管理にかかるものは、全て本業務の受託事業者に転送されます。そのうち、「提供の中止など緊急の対応が必要となる場合」、「複数校にわたる対応が必要となる場合」など、教育委員会が示す事案に該当する場合は教育委員会に転送をお願いします。 重大な事案の標準例については、今後調整させていただきます。
5	学校ごとの給食実施日（昼食時間）の管理業務	給食実施日に関する中学校からの連絡は、全て本業務の受託事業者が対応するのか。また、学校の予定により給食実施日が変更になる場合の対応や保護者からの急な注文内容変更の対応はどうか。	給食実施日に関する連絡は、基本的には、中学校から本業務の受託事業者に入ることとなります。緊急時の場合などは、教育委員会から受託事業者に連絡する場合もあります。 給食実施日に関する中学校からの連絡は、全て本業務の受託事業者が対応することとなります。なお、中学校の給食実施日については、学校から直接データ送信（PDFデータ、FAX）する想定です。 中学校から給食実施日の変更に関する連絡があった場合には、受託事業者が注文システム上で処理することとなります。利用者都合による注文内容の変更については、全てサポートセンターの業務となります。
6	その他	万が一、事故等によって利用者に損害を及ぼした場合の当該受託事業者における責任の範囲はどうか。	令和3年度からの中学校給食では、衛生管理や献立作成などを教育委員会が行い、調理・配送等事業者に対する管理・指導も行うこととなります。 給食の実施主体が教育委員会であることや、調理・配送等事業者が給食を製造していること等を考慮すると、事故等が発生した場合の責務は両者が負う部分が大きいと考えています。なお、衛生管理を補助する業務の性質上、本業務の履行内容に過失がある場合などは、受託事業者にも一定の責任を負っていただく場合もあると考えています。